

平成 23 年度 静岡県市町コミュニケーション支援事業 実施調査報告書

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会・静岡県手話通訳問題研究会

平成 25 年 3 月、静岡県内のコミュニケーション支援事業実態調査のため、静岡県内の市町を対象にアンケート調査を実施した。

本書はその結果を下記のとおりまとめ、考察とともに報告するものである。

1. アンケート調査内容及び回答数
2. コミュニケーション支援事業実施状況
3. 手話通訳者派遣事業について
4. 手話通訳者設置事業について
5. 手話奉仕員養成事業について
6. 要約筆記者派遣事業について
7. 障害者総合支援法での県に望む役割
8. 手話通訳者派遣事業におけるアンケート結果に見る考察

1. アンケート調査内容及び回答数

調査目的 コミュニケーション支援事業における県と市町の役割や、手話通訳派遣事業モデル要綱の見直しなど、障害者総合支援法に向けた課題の検討

対象者 静岡県内 35 市町 (23 市 12 町)

調査期間 平成 25 年 3 月 10 日～平成 25 年 4 月 1 日

調査対象 県内 35 市町の平成 23 年度コミュニケーション支援事業

回答数 29 市町 (23 市 6 町)

回収率 82%

2. コミュニケーション支援事業実施状況

手話通訳者派遣事業については、静岡県は、平成 16 年度に全市町に手話通訳者派遣事業の立ち上げを行ったことから、その実施率は 100%となっている。

平成 25 年度に伊豆の国市、三島市に手話通訳者が設置され、沼津市で要約筆記者派遣事業が開始された。人口 10 万人以上の市においては 3 事業すべてが実施された。

人口規模		手話通訳者派遣	手話通訳者設置	要約筆記者派遣
10 万人以上	10 市	10 市	9 市	9 市
4 万人以上	9 市 1 町	9 市 1 町	5 市	5 市
4 万人以下	4 市 5 町	4 市 5 町		1 市

静岡県内の市町の人口別派遣実施状況 (平成 24 年 3 月時点)

3. 手話通訳者派遣事業について

(1) 手話通訳者派遣事業の運営について

静岡県内ではほとんどの市町で行政が直営している（下記①参照）。しかし、コーディネーターに手話通訳資格を有する者が就いている割合は回答市町の44%（無回答を含めると37%）にとどまる（下記②参照）。

手話通訳資格者がいない市町においては「県健康福祉センターへの相談」と回答されており、県と市町が連携しながら市町の事業が運営されている（下記③参照）。

手話通訳者派遣事業運営委員会については10市町から設置なしの回答だが、アンケートの回答を得た全ての市町で行政と当事者団体等との話し合いが行われ、構成団体に関係団体も含まれる協議に基づいた運営が行われている（下記④参照）。

① 運営主体について

- A. 市町が直轄して運営 22市5町
- B. 委託 1市1町（いずれも社会福祉協議会）

② 手話通訳者派遣のコーディネート実務担当者

- A. 手話通訳資格のある職員 13市
- B. 手話通訳資格のない職員 10市6町

③ 手話通訳資格のない職員がコーディネート時に相談する所

また、コーディネートに関する専門的な問題の解決方法

- ・ 健康福祉センターに相談 10市6町
- ・ 登録手話通訳者または通訳者団体に相談 2市1町
- ・ 近隣市町の有資格コーディネーターに相談 1市

④ 手話通訳者派遣事業運営委員会の開催について

- A. 開催している 16市3町
- B. 不開催だが、定期的にろう者、手話通訳者と話し合う場がある 5市2町
- C. その他 2市1町 不定期。必要に応じ話し合いを行う

(2) 登録手話通訳者について

静岡県では平成12年から静岡県手話通訳者登録試験を実施し、平成15年度から手話通訳者の資格制度化を推進してきた。平成21年度を除き、毎年10人以上の手話通訳者が誕生し、全体的には手話通訳者が増えていると思われていたが、各市町の登録者数の増減によると減少または変化なしが21市町（72%）である（下記①参照）。

減少した理由は辞退や転居だけではなく、平成16年度に、在住する手話通訳者を持たない市町が派遣事業を立ち上げることを目的として、手話通訳者が自分の在住する市町以外へ重複登録し、立ち上げを支援した。その後、在住登録者の誕生や支援通訳の普及により、重複登録の整理を行った市町もあることが挙げられる。

登録はあるものの手話サークル活動などろうあ者と関わる活動もなくなり、名前のみが残っている手話通訳者の存在や、日中活動できる手話通訳者が少ないことから人材不足を訴えている市町が非常に多い（下記②参照）。

① 登録人数の増減状況（平成 21～23 年）

県手話通訳者登録試験合格者数は平成 21 年に 3 人、22 年に 19 人、23 年に 14 人である。平成 21 年度から平成 23 年の間の各市町における登録者数の増減状況は下記のとおり。

増減数	－4 人	－3 人	－2 人	－1 人	0 人	+1 人	+2 人	+3 人
市	2	1		3	9	5	2	1
町				3	3			

静岡県内の登録人数の増減状況（平成 21 年度から平成 23 年度を比較）

② 登録状況について困っていること

- ・ 日中活動できる通訳者が 1 人しかいない 1 市 1 町
- ・ 日中（昼間）活動できる通訳者が少ない 14 市 3 町
- ・ 年齢の若い手話通訳者の育成
- ・ 人材不足
- ・ 市内在住の手話通訳者がいないため、他市に依頼することが多い。
- ・ 新しい手話通訳者が増えない。
- ・ 調書を送っても返事のない通訳者や、全く活動していない通訳者がいる。
- ・ 新しい通訳者の質の低さ（市の派遣事業を通訳料をもらってやっているという意識やコミュニケーション保障の大切さ。）
- ・ 夜間の通訳者の活動が限られてしまう（会議等）
- ・ 有職者や子供のいる通訳者の場合、夜土日の通訳依頼も難しい。

(3) 支援通訳について

平成 15 年度、静岡県の「市町手話通訳者派遣事業モデル要綱（以下：モデル要綱）」にて示した支援通訳¹については、「いつでも、どこでも」情報コミュニケーション保障が行われるという目的が市町に理解され、この度の障害者総合支援法に先行し県・市町間の連携、協力体制が整備された。しかし、保険適用など市町間の差異により支援が成立しないケースなど調整を必要とする課題が残っている。

① 静岡県内市町への支援依頼で困ったこと

- ・ 手話通訳者への保険適用が依頼したい市で対応できない
- ・ 双方の市町の派遣要綱が合わず調整に時間を要した。結果的に相手に合わせた。
- ・ 他市町の聴覚障害者に対し、通訳現場が当該市外の依頼に対して派遣できない。²
- ・ 設置通訳者が登録していないため、依頼できなかった。³
- ・ 派遣費に差がある場合、どちらにあわせるのか？
- ・ 移動手当軽減のため支援依頼したが、移動に長距離を要した報告書が提出された。⁴

② 静岡県外市町への支援依頼で困ったこと

¹ 障害者総合支援法でいう意思疎通支援者、特に手話通訳者の広域派遣を指す。手話通訳者が不足する他市町を支援することから名づけられた静岡県独自の呼称。平成 16 年度から実施。

² 手話通訳者を必要とするろう者が住民ではなく、かつ通訳場所が当該市外である場合、支援通訳を派遣できない要綱を持つ市町がある。

³ 設置通訳者が正規や非正規の行政職員の場合、派遣事業に登録できない市町がある。

⁴ 通訳を必要とする場所に支援を依頼したが、市町の広さや交通手段によっては移動時間が増える場合もある。

- ・ 派遣単価が各地で異なる
- ・ 保険適用に課題
- ・ 派遣依頼先がわからない（健康福祉センターまたは情報センターに問い合わせる）
- ・ 依頼したい県または市町の派遣要綱が不明
- ・ 支援の依頼をしたとき「その日は手話通訳者がいろいろな行事と重なっていて派遣できないかもしれませんので、その場合は聴覚障害者にそのように伝えてください。」と言われた。コミュニケーション保障できない場合は申込者（ろう者）に考えさせる方法でよいのか？ほかの方法を教えてくださいてもよいのでは？

(4) 手話通訳者派遣料について

平成 15 年のモデル要綱では 1 時間当たりの通訳料を 3,180 円とし、現場へ到着してから通訳が終了するまでを拘束時間とする。移動に長時間かかる場合は遠距離手当を加える、また深夜 22:00 から翌朝 6:00 までの間については夜間手当を支払うことを示し、手話通訳者への保障を充実させることを提起した。しかし、モデル要綱にならって実施しているところは 2 市（回答市町中 6%）のみである。以下に、各市町の回答一覧を掲載する。

①	1 時間当たりの通訳料		単価	3,180 円	3,000 円	2,080 円	2,250 円
			実施市町	2 市	3 市 1 町	16 市 5 町	2 市
②	①の支払い 対象になる 拘束時間	A.現場到着から通訳終了まで	2 市			11 市 5 町	2 市
		B.自宅を出てから帰宅まで			4 市		
③	遠距離加算（移動に長時間かかる場合の手当）を実施している		2 市	2 市 1 町	6 市 2 町		
④	夜間手当（深夜や早朝の場合の手当）がある		2 市	2 市 1 町	13 市 5 町		

静岡県内の各市町の手話通訳者派遣料を基準とした手当の相違点（平成 23 年度）

(5) 手話通訳者派遣事業について現在の課題

手話通訳者の人材不足を訴える記述が非常に多かった。日中活動できる手話通訳者に依頼が集中することから健康管理を危惧する記述も多く見られた。緊急時（夜間・休日）の対応については以前から検討しているが、解決できていない。以下、寄せられた課題である。

● コーディネートについて

- ・ 手話通訳の申し込みが遅くコーディネートに苦勞する。
- ・ 手話通訳者が少なく割り振りに偏りができること。
- ・ 登録通訳者のうち大部分の方が平日の仕事や移動距離の関係で受けられないことが多く、一部の方に通訳の依頼が集中してしまっている。
- ・ 昼間活動できる通訳者が少なく限定している為、派遣申請が重なったりすると調整に困る。

● 人材について

- ・ 登録者の数は毎年増加しているが、実際に動ける通訳者の数が少なく限定されているので動ける通訳者を確保すること。
- ・ 後継者の育成（講座受講者の増加）等がここ数年課題となっている。
- ・ 手話通訳者が減っている。または少ない。

- ・ 昼間の通訳者派遣について人材不足。
- **緊急時等の対応**
 - ・ 夜間、休日等閉庁時の通訳依頼方法と対応方法が定まっていない。
 - ・ 夜間、休日の緊急の通訳について、通訳者への負担が大きいのではないかと。
- **手話通訳者の健康管理**
 - ・ 登録通訳者が5名のみであり、対応している通訳者に過度の負担がかかる場合がある。
 - ・ 通訳者不足により、派遣に応じられる通訳者の負担が大きく、健康を害さないか心配。
 - ・ 特定の利用者（内科、精神科受診の方）は、どの通訳者でもいいという訳ではなく、数名の通訳者に依頼することになり、その方々の負担が大きい。
 - ・ 健康を維持向上するための環境・体制づくり。（休憩時間、休憩室の確保）
- **派遣事業の運営について**
 - ・ 聴覚障害者の生活支援をする場合、関係機関との連携を強化しながら手話通訳業務を理解してもらうことが必要と感じる。
 - ・ 派遣時の謝礼金について増額要求は出ているが財政状況により難しい。
 - ・ 活動できる登録通訳者が少ない支援通訳を依頼できる市町、できない市町の差がある。
 - ・ 派遣の対象に適合するか判断に悩むケースがある。

4. 手話通訳者設置事業について

(1) 福祉事務所に手話通訳者を設置しているか

- A.設置している 14市
- B.設置していない 9市6町

(2) 手話通訳者設置の運営主体

- A.市町が直轄して運営 13市
- B.委託 1市（通訳者個人）

(3) 設置手話通訳者の雇用状況

- ① 地域生活支援事業の手話通訳者設置事業予算による 7市
- ② 一般職員（正規職員、非正規職員、アルバイト等） 6市
- ①と②を併用 1市

(4) 設置手話通訳者の業務

手話通訳者を行政内に設置することの意義は、情報やコミュニケーションに障害を持ち、手話を言語とする住民を対象とした行政への手話によるアクセス権の保障である。この保障により、その生活をより幅広く支援することができると言えよう。

設置手話通訳者の業務については、14市のうち12市が相談支援事業も兼務している（下記表太枠部分）。行政に設置されている手話通訳者は、市民の円滑な生活のため、相談支援業務も行うことが当然の役割と認識されていると見られる。派遣事業のみ実施している市では受けることのできない住民サービスである。

市	手話通訳派遣 コーディネーター	手話通訳業務			相談支援			養成事業	要約筆記 派遣
		窓口	庁内	庁外	窓口	庁内	庁外		
A	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B	●	●	●	●	●	●	●	●	●
C	●	●	●	●	●	●	●	●	
D	●	●	●	●	●	●	●	●	
E	●	●	●	●	●	●	●	●	
F	●	●	●	●	●	●	●	●	
G	●	●	●	●	●	●	●	●	
H	●	●	●	●	●	●	●	●	
I	●	●	●	●	●	●	●	●	
J	●	●	●	●	●	●	●	●	
K	●	●	●	●	●	●		●	
L	●	●	●	●	●	●		●	
M		●	●	●					
N		●	●						

設置手話通訳者の業務（平成 23 年度）

- ・ 相談支援にその他として自宅訪問と回答：1 市
- ・ その他業務として一般事務や窓口補助と回答：5 市

(5) 手話通訳者の設置について現在の課題

- 設置あり
 - ・ 高齢化、後任者、人材の確保
 - ・ 身分保障、雇用の安定化
 - ・ 設置手話通訳者の健康管理
 - ・ 閉庁時緊急対応ができない、もしくは設置通訳者に集中
 - ・ コーディネーターは一般職員のため、人事異動の対象となってしまう

設置なし

- ・ 予算
- ・ 少ない登録通訳者で日中自由に動ける通訳者はさらに少なく、急な依頼があった場合の対応は大変である。
- ・ 人材
- ・ 窓口での対応の需要が現時点では少ないため、設置に至らない（半年に 1～2 件）。設置をすれば来庁者が増えるかもしれない。
- ・ 専任の通訳者を設置するなどの派遣実績がなく、予算もない。

5. 手話奉仕員養成事業について

26 市町で手話奉仕員養成事業が実施されており、聴覚障害や手話についての啓発と手話通訳者養成へと続く人材育成が行われているが、受講生の確保に悩む市町も多い。

(1) 手話奉仕員養成事業の運営について

- ① 運営主体について

A. 市町が直轄して運営 13市2町

B. 委託 10市1町（手話関係団体4市、社協3市1町、その他1市）

② 講師団の構成

- ・ ろうあ者組織と手話通訳者組織で構成
- ・ 在住ろうあ者と手話通訳者
- ・ ろうあ協会
- ・ 手話サークル

(2) 実施している養成講座（平成23年度）

- ・ 入門課程実施 22市 4町
- ・ 基礎課程実施 23市 2町

(3) 課題

- ・ 受講者の減少、確保 8市2町
- ・ 講師の養成、確保 4市1町
- ・ 通訳者養成に進む者が少ない 3市
- ・ 講座期間が長い
- ・ 予算や場所の確保が難しい

6. 要約筆記者派遣事業について

(1) 事業の実施について

実施 15市

(2) 運営について

要約筆記者派遣の実施率は手話通訳者派遣に比べて低い。また、行政内に要約筆記支援の専門性を持った人材はいない。設置手話通訳者が手話通訳者派遣と合わせてコーディネートしている所もある。

① 運営主体

A. 市町が直轄して運営 15市

B. 委託 0市

② コーディネート実務担当者

A. 手話通訳資格のある職員 8市（内2市は要約筆記者代表に人選を依頼する）

B. 手話通訳資格のない職員 5市

C. その他 2市（要約筆記者代表に依頼）

③ コーディネートに関する専門的な問題の解決方法は

- ・ 要約筆記者に相談 4市
- ・ 情報センター 11市
- ・ 近隣市町の担当者 1市

(3) 要約筆記者派遣事業実施についての現在の課題

事業の実施市町からは記述があるが、未実施市町からはほとんど記述がなかった。未実施の場合は難聴者のニーズを含めて課題が不明なのではないかと思われる。

実施市町においては、前述にもあるように要約筆記の専門性を持った人材が行政内にはいない。また、手話通訳者派遣事業の連絡調整会議のような実施市町同士が情報を交換し合う場もない。

- ・ 人材の養成確保 9市
- ・ 利用者の拡大、制度の周知 6市
- ・ 試験を受けない要約筆記者。県登録を辞退した場合市登録をどうするか。県として登録条件のモデルを示してほしい。
- ・ 要約筆記に必要な備品（パソコン、OHP）はサークルのものを使用している。
- ・ 市町によって事業をやっているところとやっていないところがあり、情報量に格差がある。
- ・ 要約筆記者の技術、活動状況をつかめないで、適切なコーディネートができていないかわからない。
- ・ 要約筆記のコーディネート研修を開催してほしい。
- ・ 遠隔地での通訳の場合には情報センターからの紹介を依頼し、直接依頼している。その方の登録している市町の担当者との連絡は必要ないのか？

7. 障害者総合支援法での県に望む役割

- ・ 特別支援事業（任意事業）として位置づけられている広域派遣の推進について具体的にどうなるのか知りたい。
- ・ 「専門性の高い意思疎通支援」の具体的内容を示してほしい。
- ・ 県が実施する手話通訳者、要約筆記者の養成について、講師の調整等で難しいとは思いますが、できるだけ近隣での開催を希望します。市町にて入門～基礎を終了しても遠方になってしまうと通えない方々が多く、その後のモチベーションを保つことが難しくなる。
- ・ 県内（近隣市町）における要約筆記者の数および要約筆記者になるまでのプロセス（研修内容）等情報提供願いたい。
- ・ 要約筆記者派遣事業についてコーディネート担当者の会議や派遣事業の場を設ける。
- ・ 利用者が多市町にまたがっている場合の通訳派遣の調整。
- ・ 警察、裁判所、児童相談所など、公の機関が関わる通訳について相談、調整をお願いしたい。
- ・ 手話通訳者養成は市町では難しい。県で担うよう要望する。

8. 当調査結果に見る考察

アンケート結果により、手話通訳者派遣事業について、すべての市町で行政・ろう者・手話通訳者間の話し合いが行われ、派遣内容を考慮した手話通訳者の依頼や近隣の市町相互の協力による支援通訳など、各市町の制度が充実してきていることがわかった。

また、各事業について静岡県における課題が浮き彫りとなった。以下、各課題についての考察である。

◆手話通訳者の育成と活用◆

手話通訳者はろう者の社会参加の支援者として大きな存在となっている。静岡県では昭和45年から、ろう者や手話サークルの仲間が手話通訳制度を強く願い、自分たちの住む地域で共に取組んできた。手話通訳制度の開始により、ろう者の行動範囲は広がり、社会的自由が保障されつつある。

手話は、日本において当時の文部大臣が「手話は国語に非ず」と通達し、社会全体が手話を排除しよ

うとする時代を経て、今は障害者基本法に言語に手話を含むことが謳われる時代となった。手話サークルは静岡県には平成 25 年度に約 70 サークル、会員数は 2,000 人以上。各地で手話奉仕員養成講座が開催され、手話を学ぶ人口は毎年 1,000 人近い。また、手話通訳者の養成事業も開始され静岡県内でも毎年手話通訳者が誕生している。

しかし市町からの回答では、日中活動できる手話通訳者不足の訴えが非常に多かった。昭和 45 年に開始した当時の手話奉仕員の養成対象は「福祉に熱意のある主婦」と厚生省が述べている。女性の社会進出も進み、社会的構造が変化してきている現在においても、依然として主婦がターゲットになっていることは手話通訳事業の諸条件から見てもわかる。言語的な平等や聴覚障害の不利益の解消が社会にとっての必然であることを広め、手話通訳者を社会資源として安定して供給できる条件を整えていかなくてはならない。

◆広域派遣の円滑化◆

手話通訳者派遣事業については、静岡県において障害者総合支援法に先駆けて県と市町の役割分担を行い、県が市町の支援を行うことを位置づけてきた。このことにより、県は市町同士の支援通訳や設置手話通訳者不在市町の派遣運営などの相談窓口となり、市町連絡調整会議を開催し、静岡県全体で聴覚障害者の社会参加を支える取組みが行われている。

厚生労働省が発表した「意思疎通支援事業」モデル要綱・ガイドラインには静岡県の取組をモデルとしたものが多く含まれている。その中で支援通訳は、居住市町に留まらないろう者の自由な生活を保障する仕組みとして全市町の理解のもと取り組まれてきている。

しかし、市町間の要綱の差異により支援手続きが滞るケースがある。保険の適用や通訳料の設定など要綱の研究を行い円滑な運営を目指さなければならない。

◆閉庁時の手話通訳保障◆

全国に先駆けて全ての市町で手話通訳者派遣事業が立ち上がっている静岡県であるが、24 時間 365 日のろう者の生命や財産の保障のための支援は整ってはいない。夜間休日の対応についての回答は 3 市町であったが、回答に記載はないが対応に苦慮している市町は多いと思われる。

県内では、庁舎の守衛室に FAX を設置し、受信があった時には障害福祉課担当職員に連絡が入り手話通訳を派遣する。また、病院、警察署、消防署などに手話通訳者の許可を得て手話通訳者名簿を毎年提供するなどの緊急時の対応システムを作っている市町の例もある。

居住するろう者や手話通訳者の人数も様々な地域の実情に応じた検討を行い、聴覚障害者にとっても安心・安全なまちづくりを進めていかなくてはならない。

◆手話通訳者設置の拡大◆

手話を第一言語とする聴覚障害者へのサービスを優先とする手話通訳者の設置については、平成 23 年度で 14 市町、平成 25 年度には 2 市町増えて 16 市町になっている。

市役所（町役場）は福祉制度や諸手続き等、権利・保障・義務に関わるものが集約されており、設置手話通訳者が不在のところでは、そのような様々な手続きや相談をあきらめてきた聴覚障害者も多い。市民サービスの基本となる行政にアクセスできることから設置以降、来庁するろう者が増えるという報

告は全国でも当然のことになっている。

手話通訳の依頼は平日の昼間が圧倒的に多い。稼働できる登録者が少ない現状の中、病院など緊急の事態に対応できる設置の役割は大きい。

また、設置手話通訳者は言語通訳に留まらず、行政の中で唯一、ろう者が母語（第一言語）で自然なコミュニケーションが取れる存在であることから、手続きや相談を契機にろう者が抱える問題が浮き彫りとなり、福祉だけでなく保険、医療、司法など他の部署や機関の支援と連携することができ、一般市民と同様に社会資源を利用できることに繋がっている。

静岡県内では順調に設置市町が増えてきており、今後も増えることを期待する。しかし、設置手話通訳者の確保には困難であるとの回答が多くあった。現在設置されている通訳者は常勤や非常勤の嘱託職員という身分になっている（静岡県手話通訳問題研究会・専任手話通訳者班）。収入面や雇用の不安定さが後任探しの障壁になっている。雇用の充実は大きな課題である。

◆手話通訳者の健康管理◆

多くの市町から健康管理を意識した回答を得た。このことは平成5年から静岡県が取り組んでいる手話通訳者の健康管理事業が派遣実施主体にも浸透していることの表れである。特に、日中活動の多い登録者や勤務時間外にも負担がある設置通訳者の健康を危惧する記述が多かった。負担の度合いを測るものとして通訳時間や件数は一つの目安にはなるが、件数の多さが健康障害に直結するわけではない。担当する通訳内容に対する精神的ストレスが負担となることも多い。

通訳現場で抱えるストレスは様々である。対象者が聴覚障害や手話通訳への理解がない現場。聴覚障害者が社会的規範を知らず、対等なコミュニケーションを構築するために高度な支援技術を要する現場。通訳者自身の経験が浅く緊張を抱えて通訳を行う現場。など、これら多様なストレスを軽減する為には通訳前後のコーディネーターとの相談や個別ケースに関わる通訳者同士の協議が重要である。

聴覚障害者、手話通訳者、派遣実施主体、三者を取り巻く関係者が関わりを持ちながら「よりよい手話通訳の環境づくり」に取り組むことが必要である。

◆要約筆記者派遣事業の実施◆

要約筆記者派遣事業の実施率は手話通訳関連事業に比べて低く、地域格差が大きいことがわかった。また、実施している市町においても要約筆記コーディネートの専門性はなく、事業運営の評価はできない状況である。手話通訳者派遣事業と同様、実施市町同士の情報交換の場や未実施市町への情報提供などの検討が必要ではないか。

◆市町の格差是正◆

障害者総合支援法により意思疎通支援事業は必須事業として県・市町の役割が明文化された。また、事業実施のためのモデル要綱・ガイドラインも発表されている。静岡県では更に地域格差をなくし聴覚障害者が「いつでもどこでも」情報コミュニケーション保障を受けられる街づくりを目指し、県市町行政、聴覚障害者、手話サークルなどを含む支援者が共に取り組んでいかなければならない。